

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件二件 四三
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 四四
- 道路の区域を変更する件二件 四四

公 告

- 道路の供用を開始する件 四五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四四
- 一般競争入札を行う件三件 四四
- 福島県収用委員会 四四
- 公示による通知を行う件二件 四四

告 示

福島県告示第四百三十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十一年度第四次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成二十一年七月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 受付期間
平成二十一年八月一日(土) から同年九月十一日(金) まで
- 二 採用予定数
約五十名
- 三 試験科目及び試験期日

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)	試験科目	試験日
		平成二十一年九月十九日(土)

適性検査

身体検査 口述試験	平成二十一年九月二十一日(月)、同月二十一日(火)、同月二十五日(金)、同月二十六日(土)、同月二十九日(火) 又は同月三十日(水)のうち指定する一日
--------------	---

四 試験会場

1 筆記試験及び適性検査

会場名	住 所
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九〇
いわき市労働福祉会館	いわき市平字堂野前二二
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七―七
福島市市民会館	福島市霞町一―五二
南相馬合同庁舎	南相馬市原町区錦町一―三〇
白河地域職業訓練センター	白河市字中田一四〇

2 身体検査及び口述試験

会場名	住 所
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十二年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十二年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四一五四六一
一九一九
(災害対策課)

福島県告示第四百三十八号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十一年度第四次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の採用試験(女子)について、次のとおり定める。
平成二十一年七月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 受付期間
平成二十一年八月一日(土)から同年九月十一日(金)まで
- 二 採用予定数
約二十名
- 三 試験科目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文) 適性検査 身体検査 口述試験	平成二十一年九月二十七日(日) 平成二十一年九月二十八日(月)

四 試験会場

- 1 筆記試験及び適性検査

会場名	住所
福島市市民会館	福島市霞町一―五二
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七―七

- 2 身体検査及び口述試験

会場名	住所
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地

陸上自衛隊郡山駐屯地

郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十二年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十二年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四一五四六一
一九一九
(災害対策課)

福島県告示第四百三十九号

地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成二十一年福島県告示第二百七十八号)の一部を次のように改正する。
平成二十一年七月七日

福島県知事 佐藤 雄平
表白河市の項中「立石山」を「立石山 天神町」に改め、同表伊達郡国見町の項中「泉田第六」を「泉田第六 小坂第五」に改める。
(農村計画課)

福島県告示第四百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十一年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年七月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前	変更後
県道南福島停車場線	福島市大森字本町裏五 二番五地先から 同 市大森字本町一番 一地先まで	七・五 一〇・〇	一〇・〇 二一・〇
路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 延 長 (メートル)
		七・五 一〇・〇	九〇・〇
		一〇・〇 二一・〇	九〇・〇

福島県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	相馬郡飯館村飯樋字大西一〇五番地先から 同 郡同 村飯樋字大西一〇六番地先まで	変更前	A 一五・〇 二〇・〇	七三・〇
		変更後	A 一五・〇 二〇・〇	七三・〇
			B 一〇・〇 一五・〇	八三・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三九九号	相馬郡飯館村飯樋字大西一〇五番地先から 同 郡同 村飯樋字大西一〇六番地先まで	平成二十一年七月七日

(道路計画課)

公 告

公告第三百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年六月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人クラブまちてらす
- 三 代表者の氏名
齋藤 百合子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県喜多方市字小田付道下七千百十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、女性や主婦を中心とした生活者が、その視点を活かしながら、子育て支援や老人支援、食の安全などの身近な問題から地域資源を活かしたまちづくりに至るまでの多様な課題に取組み、住みやすい豊かな地域社会の実現に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第380号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年7月7日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ローターリ除雪車（2.6m級） 2台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成21年11月27日（金）
 - (4) 納入場所 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）及び福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年7月30日（木）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年7月17日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年8月18日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日17日（月）午後5時30分までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間に、提出した書類に、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary Snow Plow (2.6m class) 2
 - (2) Time-limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 18 August 2009
 - (3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 17 August 2009
 - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第381号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年7月7日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量

ア 除雪グラレーダ I (3.7m級)	1台
イ 除雪グラレーダ II (3.7m級、アソグリソングアラウ付)	1台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成21年11月27日（金）
 - (4) 納入場所

ア (1)のアのイに掲げる物品等	福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
イ (1)のイに掲げる物品等	福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年7月30日（木）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年7月17日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年8月18日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月17日（月）午後5時30分までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Snow Removing motor grader I (3.7m class) 1

② Snow Removing motor grader II (3.7m class, with Angling plow) 1

(2) Time-limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 18 August 2009

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 17 August 2009

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第382号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年7月7日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量

ア 小型除雪車Ⅰ（1.3m級） 1台

イ 小型除雪車Ⅱ（1.3m級） 1台

ウ 小型除雪車Ⅲ（1.0m級） 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成21年11月27日（金）

(4) 納入場所

ア (1)のアに掲げる物品等 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）

イ (1)のイに掲げる物品等 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨

木西70番地)

ウ (1)のウに掲げる物品等 福島県宮下土木事務所 (福島県大沼郡三島町大字宮下字木尻1108番地) 及び福島県喜多方建設事務所 (福島県喜多方市松山町鳥見山下天神6番地の3)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年7月28日(火)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年7月17日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年8月18日(火)午後3時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月17日(月)午後5時30分までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Small Snowplow I (1.3m class) 1

② Small Snowplow II (1.3m class) 1

③ Small Snowplow III (1.0m class) 2

(2) Time-limit of tender (by hand) : 3 : 00 p.m., 18 August 2009

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 17 August 2009

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会委員長 第五号

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十六條第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室 (福島県土木部土木総室土木総務課用紙) に係りて保管しているもので、出頭の上その交付を受けつけてください。

平成二十一年七月七日

福島県収用委員会

委員長 渡邊 健 壽

1 書類の名称

裁決申請に係る審理の期日及び場所を記載した平成二十一年六月三十日付けの通知書
 二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
リチャードデヨ	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 宮城県仙台市原町南目字柳沢一六)
オースチン・デールガウン	不明
岡和田酉治	不明
蛭田春二	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 埼玉県川口市柳根町二番三〇号 石川ハウス一〇二号(平成一四年六月二七日職権消除)
高橋賢司	不明(ただし、住民票上の住所 北海道江別市大麻東町一七番地の五)
岩倉治幸	不明(ただし、住民票上の住所 北海道札幌市中央区南七条西一二丁目四番一号 静穏荘二号)
岩倉勇	不明(ただし、住民票上の住所 北海道札幌市西区発寒十四条二丁目二番一五号 美弥湖マンション一〇二号)
畠山國治	不明(ただし、住民票上の最終住所 千葉県市原市八幡二〇九六番地四(平成一八年三月二九日職権消除)

三 その他
 前記通知書を受領しないときは、平成二十一年七月二十八日をもって通知があったものとみなされます。

福島県収用委員会告示第六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用地室)において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十一年七月七日

福島県収用委員会

一 書類の名称
 裁決申請に係る審理の期日及び場所を記載した平成二十一年六月三十日付けの通知書

二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
大越勇	不明

三 その他
 前記通知書を受領しないときは、平成二十一年七月二十八日をもって通知があったものとみなされます。

会長 渡邊 健 壽